

兵庫県公報

令和8年4月28日 火曜日 第714号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定予定の取消し（治山課）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 中播都市計画道路事業の変更認可（道路企画課）	2
○ 東播都市計画道路事業の変更認可（同）	2
○ 中播都市計画道路事業の変更認可（同）	3
○ 東播都市計画道路事業の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	4
公 告	
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	10
○ 同 上（中播磨県民センター）	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	12
○ 同 上	12
○ 随意契約の相手方等の公示	13
○ 落札者等の公示	13
○ 同 上	14
○ 随意契約の相手方等の公示	14
○ 落札者等の公示	15
○ 随意契約の相手方等の公示	15
○ 落札者等の公示	15
○ 随意契約の相手方等の公示	16
○ 同 上	16
正 誤	
○ 令和8年4月1日付け兵庫県公報第8号外中	17
○ 令和8年2月3日付け兵庫県公報第690号中	17

告 示

兵庫県告示第410号

令和8年兵庫県告示第313号により保安林の指定の予定に関する告示を行った次の保安林予定森林について、保安林の指定の予定を取り消す。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町伊角字神田1156の2、1157の1、字本田1158の1、字虫尾1160の1



兵庫県告示第411号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜二丁目2758番45の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第29号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.3.3号国道線及び3.4.22号大日線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第30号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.3号国道2号線及び3.4.148号米田平荘線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成30年近畿地方整備局告示第202号のうち兵庫県加古川市米田町船頭字山ノ内、字川バタ及び字古川並びに加古川町本町字外新田市内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第31号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 5. 204号本龍野富永線及び3. 4. 15号龍野太子線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和3年近畿地方整備局告示第175号の事業地のうち、たつの市龍野町富永字常心坊地内において、事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第32号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3. 5. 41号野村蒲江線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第33号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.8号朝霧二見線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第417号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「	同 三木支部 同 加東支部	三木市平田 加東市社	」
---	------------------	---------------	---

を

「	同 三木支部	三木市平田	」
---	--------	-------	---

に改める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。



兵庫県告示第418号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R07淡路位置0002号	8.4.16	淡路市育波字寺門1511番3の一部、1511番4の一部、1512番の一部、1513番の一部、1511番3地先里道、1511番3地先水路	6.00	69.08

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業
加西市	加西都市計画特定用途制限地域	山国地区地区計画
加東市	東播都市計画地区計画	



都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画高度利用地区	雲井通6丁目地区
神戸市	神戸国際港都建設計画都市再生特別地区	神戸三宮雲井通6丁目北地区
神戸市	神戸国際港都建設計画道路	3.1.2号中央幹線ほか3路線
神戸市	神戸国際港都建設計画公園	2.2.53号雪御所公園ほか2公園
神戸市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業
西宮市	阪神間都市計画景観地区	関西学院周辺景観地区
宝塚市	阪神間都市計画高度地区	
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	ふじガ丘地区地区計画
宝塚市	阪神間都市計画用途地域	
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	宝塚山手台地区地区計画
川西市	阪神間都市計画特別用途地区	
川西市	阪神間都市計画地区計画	阪急日生ニュータウン(川西市)地区計画
川西市	阪神間都市計画用途地域	
猪名川町	阪神間都市計画地区計画	猪名川パークタウン地区計画
稲美町	東播都市計画地区計画	役場西地区
小野市	東播都市計画下水道	小野市公共下水道
小野市	東播都市計画用途地域	
小野市	東播都市計画地区計画	敷地・中島・黒川地区地区計画
加西市	加西都市計画用途地域	
加西市	加西都市計画高度利用地区	北条駅周辺地区
加西市	加西都市計画土地区画整理事業	北条東土地区画整理事業 横尾古坂土地区画整理事業
加西市	加西都市計画市街地再開発事業	北条駅周辺地区第一種市街地再開発事業
加西市	加西都市計画地区計画	横尾地区地区計画 玉丘地区地区計画 倉谷町産業公園地区地区計画 鶴野飛行場跡地地域資源活用地区地区計画 横尾南部地区地区計画 繁昌町国道372号沿線地区地区計画 東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区計画 東高室地区地区計画 加西東産業団地地区地区計画 加西工業団地地区地区計画 鶴野飛行場跡地東部産業拠点地区地区計画 加西南産業団地地区地区計画 中野地区地区計画 鎮岩工業団地地区地区計画 西高室地区地区計画 加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画 加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画 西笠原町地区地区計画 加西インター産業団地第1期地区地区計画 殿原地区地区計画

加西市	加西都市計画公園	鶴野上町産業集積地区地区計画 サスティナブルタウン九会地区地区計画 北条町駅西部地区地区計画 統合中学校・北条高等学校周辺地区地区計画 繁昌町国道372号沿線第2期地区地区計画 2. 2. 7001号吉本公園 2. 2. 7002号城之内公園 2. 2. 7003号笹塚公園 2. 2. 7004号まんじゅう塚公園 2. 2. 7005号横座公園 2. 2. 7006号常吉公園 3. 3. 701号向山公園 3. 3. 702号網引公園 5. 5. 701号丸山総合公園
加西市	加西土地計画緑地	1号網引緑地
加西市	加西都市計画道路	3. 4. 340号北条栗田線 3. 4. 345号東南線 3. 5. 800号北条谷線 3. 5. 801号駅裏線 3. 5. 803号古坂線 3. 5. 804号高室古坂線 3. 5. 806号古坂谷線
加西市	加西都市計画下水道	加西市公共下水道
加西市	加西都市計画汚物処理場	第1号加西市衛生センター
加西市	加西都市計画一団地の住宅施設	加西ハイツ一団地の住宅施設
加西市	加西都市計画火葬場	第1号加西市斎場
加東市	東播都市計画用途地域	
たつの市	中播都市計画用途地域	
相生市	西播都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)	第1号相生市ごみ焼却場 第2号相生地域エネルギーセンター



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス江井ヶ島店
 所在地 明石市大久保町西嶋字北ヶ市607番1外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表者の氏名 横山英昭

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和8年12月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,180平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 39台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 38台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 閉店時刻
 午前9時 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
 出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 令和8年4月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
 令和8年4月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
 令和8年8月28日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン高砂
所在地 高砂市梅井五丁目57-14外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町 三丁目3番21号	伊藤 光 博
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定 (A棟)	午前7時	翌午前0時
有限会社三喜屋 (B-1棟)	午前7時	翌午前0時
未定 (B-2棟)	午前7時	翌午前0時
未定 (B-3棟)	午前10時	午後8時
未定 (B-4棟)	午前10時	午後9時
未定 (B-5棟)	午前7時	翌午前0時
株式会社大創産業 (B-6棟)	午前10時	午後8時
未定 (C棟)	午前9時	午後9時
未定 (D棟)	午前7時	翌午前0時
未定 (G棟)	午前7時	翌午前0時
 - イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルアイ (A棟)	午前7時	翌午前0時
有限会社三喜屋 (B-1棟)	午前7時	翌午前0時
株式会社スギ薬局 (B-2棟)	午前7時	翌午前0時
未定 (B-3棟)	午前10時	午後8時
こえづか衣料株式会社 (B-4棟)	午前10時	午後9時
未定 (B-5棟)	午前7時	翌午前0時
株式会社大創産業 (B-6棟)	午前10時	午後8時
コーナン商事株式会社 (C棟)	午前6時30分	午後9時45分
未定 (D棟)	午前7時	翌午前0時
未定 (G棟)	午前7時	翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前

午前6時30分から翌午前0時30分まで
 - イ 変更後

午前6時から翌午前0時30分まで
- 4 変更年月日

令和8年4月21日
- 5 届出年月日

令和8年4月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間

令和8年4月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和8年8月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ安田店
所在地 加古川市尾上町安田480番外
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,845平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
661平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和8年5月31日
- 5 届出年月日
令和8年4月15日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
多可郡多可町中区安坂字箱谷530番3、530番62
同 郡同 町中区安坂字ウスキ531番20、531番21の一部、531番27、531番45、531番46の一部、531番57、531番59
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府大阪市西淀川区千舟二丁目12番1号
ニッパテック株式会社 代表取締役 川 寄 健 太
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年6月16日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1号（7多可）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字書写田431番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市勝原区大谷290番地
小段 千秋
- 3 許可年月日及び許可番号

令和8年1月14日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-19号（7太子）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年4月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田 秀一

表伊丹市の項中

「

玉田団地集会所	伊丹市中野東1丁目4
伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センター	伊丹市緑ヶ丘1丁目70

」

を

「

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センター	伊丹市緑ヶ丘1丁目70
------------------	-------------

」

に、表伊丹市の項中

「

荻野団地集会所	伊丹市荒牧南4丁目15-11
伊丹市共同利用施設大野センター	伊丹市大野3丁目5

」

を

「

伊丹市共同利用施設大野センター	伊丹市大野3丁目5
-----------------	-----------

」

に、表伊丹市の項中

「

天神川第2団地集会所	伊丹市中野西1丁目75
伊丹市共同利用施設口酒井センター	伊丹市口酒井1丁目3-39

」

を

「

伊丹市共同利用施設口酒井センター	伊丹市口酒井1丁目3-39
------------------	---------------

」

に、表伊丹市の項中

「

伊丹市立演劇ホール（アイホール）	伊丹市伊丹2丁目4-1
伊丹市共同利用施設東野センター	伊丹市緑ヶ丘6丁目43-1

」

を
「

	伊丹市共同利用施設東野センター	伊丹市緑ヶ丘6丁目43-1
--	-----------------	---------------

に、表高砂市の項中

「

	高砂市勤労者総合福祉センター	高砂市阿弥陀町生石52-3
	高砂市ユーアイ福祉交流センター	高砂市高砂町松波町440-35

を
「

	高砂市ユーアイ福祉交流センター	高砂市高砂町松波町440-35
--	-----------------	-----------------

に、改める。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 神保元宏

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県立のじぎく特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566-134
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
70,501,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立阪神特別支援学校長 榎本好子

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県立阪神特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立阪神特別支援学校 西宮市田近野町11番7号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月24日
- 4 落札者の名称及び住所
関西バスサービス株式会社 西宮市門戸東町1-26
- 5 落札金額
45,232,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年3月9日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立芦屋特別支援学校長 田邊勝彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県立芦屋特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立芦屋特別支援学校 芦屋市陽光町8-37
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
84,519,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立こやの里特別支援学校長 只石和世

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県立こやの里特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立こやの里特別支援学校 伊丹市瑞ヶ丘2丁目3番2号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月24日
- 4 落札者の名称及び住所

株式会社スペースアイ関西支店 神戸市中央区相生町4-5-7-3F

- 5 落札金額
53,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年3月9日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校長 堀井美佐

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校 兵庫県川西市丸山台3-4-1
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月4日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社キャビック 京都府京都市右京区梅津段町8番地
- 5 落札金額
81,939,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校長 竹内雅彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校 三田市大原梅の木1546-6
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
51,216,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立いなみ野特別支援学校長 赤坂 なおみ

1 落札に係る役務の名称及び数量

兵庫県立いなみ野特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県立いなみ野特別支援学校 加古郡稲美町国安1284-1

3 落札者を決定した日

令和8年3月4日

4 落札者の名称及び住所

播州交通株式会社 明石市魚住町清水2275-7

5 落札金額

76,256,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年2月13日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 宇野 和美

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県立東はりま特別支援学校 加古郡播磨町北古田1-17-17

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和8年3月4日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

別府タクシー株式会社 加古川市別府町西脇2-6

5 随意契約に係る契約金額

127,129,596円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和8年2月13日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立北はりま特別支援学校長 谷 水 郁 代

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県立北はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立北はりま特別支援学校 多可郡多可町中區間子602—1
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月4日
- 4 落札者の名称及び住所
日本道路興運株式会社大阪支店 大阪市中央区上町A番12号
- 5 落札金額
43,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 高 橋 幹 夫

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県立姫路特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1—1
- 5 随意契約に係る契約金額
72,032,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

契約担当者

兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校長 岩 崎 正 彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量

- 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校 姫路市苜編688—58
 - 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
 - 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1—1
 - 5 随意契約に係る契約金額
151,272,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 入札公告をした日
令和8年2月13日
 - 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

正 誤

○令和8年4月1日付け（兵庫県公報第8号外）
兵庫県告示第354号の12（1 都市計画の種類及び名称）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	20	東播都市計画道路	加西都市計画道路

兵庫県告示第354号の13（1 都市計画の種類及び名称）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	36	東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道	東播都市計画、加西都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道



○令和8年2月3日付け（兵庫県公報第690号）
兵庫県公安委員会規則第2号 兵庫県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則
20ページ上から5行目の次に次の様式を加える。

様式第1号（第14条関係）

重要経済安保情報文書等管理簿

登録番号		文書等の件名 (文書番号・媒体)		作成又は受領年月日		作成又は受領の別		交付元		保存期間	
記録された 重要経済安保情報		指定の整理番号		指定年月日		有効期間満了年月日					
一連 番号	交付			返却			備考				
	年月日	交付先	受領者職名・氏名	年月日	返却者職名・氏名						
管理不要年月日				管理が不要となった理由				廃棄した場合にはその方法			

様式第2号（第17条関係）

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件名	
交付機関名	
交付者	

上記の文書物件を受領しました。

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

注 該当する事項のに印を付すこと。

様式第 3 号 (第23条関係)

重要経済安保情報文書等保管管理簿

登録番号	文書等の件名	所属	課・係	保管開始日	保管終了日	備考

様式第4号（第24条関係）

重要経済安保情報文書等取扱簿

年月日	重要経済安保情報文書等		重要経済安保情報文書等取扱者		場 所	備 考
	登録番号	件 名	所 属	氏 名		